

# 令和6年度 八街市危険ブロック塀等除却費補助事業のご案内

市では地震発生時に市民の生命及び身体を守ることを目的とし、倒壊の恐れがあるブロック塀等の除却に要する費用の一部を補助します。

○受付期間 令和6年6月3日（月）から令和6年12月27日（金）まで

○予定件数 4件（予算に達し次第終了）

## ○対象となるブロック塀等

次の全てに該当するブロック塀等が対象となります。

- ア 本市に存する道路（建築基準法第42条に規定）に面して、設置されているもの
- イ 道路面からの高さが1.2メートルを超え、かつ、道路境界線までの水平距離以上であるもの
- ウ 構造は、コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他の組積造による塀であるもの（門柱、基礎についても対象）

## ○対象者

次の全てに該当する方が対象者となります。

- ア 危険ブロック塀等を個人で所有又は管理している方
- イ ブロック塀等の除却について、市で実施している他の制度による補助金等を受けていない方
- ウ 危険ブロック塀等の除却が土地又は建物の販売を目的としていない方

## ○補助金の額

当該危険ブロック塀等の除却に要した経費の3分の2以内の額とし、10万円を限度とします。

## ○ご注意

- ・ 除却工事に着手する前に施工者を選定し、見積書を作成してもらい、その後に交付申請の手続を行ってください。
- ・ 交付決定以前に着手した場合には、補助金の交付を受けられませんのでご注意ください。

詳しくは、市役所都市計画課へ  
電話番号 443-1430